

# 2026

## 神奈川県立歯科大学 履修ガイド

### 6年生版



教学部  
教育企画部  
2026.3.16 更新

## 2026年度 方針

一年間におよぶ臨床実習、ならびに臨床実習終了時臨床能力試験の受験お疲れ様でした。6年生への進級おめでとうございます！

さて、6年生はいよいよこれまでの学修成果を集大成すべき最終学年です。これからの一年間は、まさに歯科医師国家試験に向けての準備期間となります。一年間とはいうものの、実際には12月から最終試験が開始される予定であり、ディプロマポリシーへの到達状況が評価されますから、実質的には8か月余りの準備期間しかありません。この8か月の間に、皆さんがこれまでに学修してきた全ての科目に対しての復習を行わなければなりません。したがって、各科目を復習するために残された時間は、均等に割り振るとそれぞれ2週間程度しかありません。もちろん科目によって学修すべき内容は量が異なりますから、そのことも加味し、残された8か月をどのように効果的に配分して学修していくか、これからの学修計画をまずしっかりと計画することが重要です。学修のスタイルはそれぞれ異なりますから、自分の学修スタイルに合うように計画を立てていただければと思います。計画を立てる上で不安のある学生さんは、担任の先生方や学修支援室なども積極的に活用していただき、すぐに最終試験までの学修計画を立てていただくようお願いします。残された時間は全国歯学部 of 学生さん全員に平等に与えられています。しっかりと計画を立て、予定にしたがいコツコツ学修した場合と、無計画に学修した場合とでは、たとえ同じ時間勉強したとしても、その成果に差を生じることが皆さんも想像できると思います。12月に全科目の学修がどのように仕上がっているかを想定し、完成を目指して毎日着実に学修を進めていただきますようお願いします。毎週実施する確認試験や、認定試験、模擬試験などの各種試験は、自分の実力を確認するための重要な機会です。合否判定に加味されるされないにかかわらず、必ず受験して自分の学修の進行状況を確認する手段として活用してください。

非常に残念なことですが、現在の歯科医師国家試験は競争試験化されてしまっていますから、国家試験に合格するためには、全国歯学部 of 学生さんの中で上位2000人の成績に入っておく必要があります。一年間孤独に努力を続けるのは大変なことだと思います。よく受験は団体戦である！と言われます。6年生が一致団結し、互いに切磋琢磨し、叱咤激励し合いながら、全員が2000人以内に入り、無事歯科医師国家試験に合格していただけることを心から願っております。

神奈川歯科大学  
学長 櫻井 孝

- ・原則として、全ての講義が対面形式（文部科学省の正式な表現は面接形式）です。感染症流行等の状況によっては、面接形式とオンライン形式を併用することがあります。
- ・基礎疾患等の極めて特別な理由によりオンライン形式での受講を希望する場合、事前に教  
学部  
に理由書を提出してください。正当な理由と認められた場合に限り許可されます。
- ・出欠の確認方法：KDU-LMS の出席記録機能
- ・各種感染防止対策に関しては当該時期の行政の指針等に従って大学が決定します。
- ・安否確認の観点から、3日連続して出席の確認が取れない場合、担任（主任）から「本人」  
に連絡をします。本人に確認が取れない場合、「緊急連絡先」もしくは「第一保証人」に  
電話連絡をします。
- ・KDU-LMS の掲示板には適宜重要な連絡事項が掲載されますので、1日2回程度は確認  
してください。
- ・下記の不正行為を行った者は懲戒処分（停学）の対象となります。具体的に、出席に関  
する不正（ピ逃げ、代返・代筆、教室外からのアクセス等）、試験に関する不正（カンニ  
ング、スマホ持ち込み等）、授業中の撮影・録画・録音、盗難等。  
※懲戒に関する規定第3条参照
- ・2026年度版履修ガイドは、システム変更の際してKDU-LMSを使用する一部手続きに変  
更が生じる可能性があります。その場合は改めて周知します。

## 建学の精神

全てのものに対する慈しみの心と生命を大切にする「愛の精神」の実践

## 教育理念

歯科医師としての熟練と人間としての優しさを身につけるために、  
学をまなび、技を習い、人を識る愛の教育

## 医療理念

生命に対する畏敬の念

## 教育目的

教育基本法の精神に基づき、高き人格と豊かな識見を養い、かつ歯科医学に関する高度の学術理論及び技術を教授・研究し、有能な歯科医師を育成することを目的とする。

## 教育目標

1. 幅広い教養を身につけ、歯科医師としての豊かな人間性とコミュニケーション能力を培う。
2. 科学的探究心を持ち、自ら問題を発見し、解決する能力を身につける。
3. 口腔領域の疾患を全身との関連で理解し、その予防、診断、治療に応用できる知識と技術を修得する。
4. 歯科医学の最新知識を生涯学び続ける能力を持った歯科医師を育成する。
5. 歯科保健医療を通じて、国民の健康増進、国際社会に貢献できる歯科医師を育成する。

# 大学の3つのポリシー（方針）

## 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

1. 人の痛みや苦しみを理解できる豊かな人間性と思いやりのある人
2. 歯科医学・歯科医療に興味を持ち、それを十分に習得できる基礎学力のある人
3. 自ら新しい課題に意欲的に取り組み、真理追求に対し積極性のある人
4. 歯科医療を通して国民の健康維持・増進に貢献する意欲のある人

## 教育方針（カリキュラム・ポリシー）

知識、技能、態度を総合的に修得するため、教養系科目、基礎系科目、臨床系科目のすべてを「歯科咬合医療系」、「生命科学口腔病態系」、「社会と歯科医療系」および「神奈川歯科大学固有科目系」という4つのコースで体系的に編成し、それぞれ講義・演習・実習等を適切に組合せた授業を開講する。

**知識：**教養および基礎医学知識から専門知識まで、全学年を通し累進的なカリキュラムを編成し、主体的学修が身につくカリキュラムを編成する。

**技能：**コミュニケーション能力および医療技術の教育を段階的に編成し、歯科医師に必要な総合的な技能を体得できるカリキュラムを編成する。

**態度：**倫理教育およびプロフェッショナリズム教育を累進的に編成し、患者さんと誠実に向き合う医療を実践するためのカリキュラムを編成する。

## 卒業認定の方針（ディプロマ・ポリシー）

1. 社会人としての必要な知識、教養、誠実さを備え、多様化する時代に対応できる能力を有する。
  - ① 幅広い知識と教養を得るための主体的学修を行う能力を有する。（知識）
  - ② 人間関係を円滑に行うためのコミュニケーション能力を有する。（技能）
  - ③ 社会人としての倫理観と誠実さを有する。（態度）
2. 医療人としての（生命に対する畏敬の念を旨とし、）豊かな愛の精神を備え、問題発見と解決能力を有する。
  - ① 基礎医学と隣接医学に関する歯科医師として必要な知識を有する。（知識）
  - ② 患者や医療スタッフと良好な情報共有を図るために必要なコミュニケーション能力を有する。（技能）
  - ③ 情報収集・分析力をもって医療に対する社会的ニーズを把握しようとする姿勢と他者（患者やスタッフ）を敬愛する態度を有する。（態度）
3. 歯科医師として必要な臨床歯学を体系的に理解し、高度な専門的学識を展開できる能力を有する。
  - ① 歯科保健医療に必要な専門的知識を有する。（知識）
  - ② 科学的根拠に基づいた歯科保健医療に必要な技術を有する。（技能）
  - ③ 状況に応じて適切な対応が図れるプロフェッショナル意識を有する。（態度）

## 2026年度 卒業判定基準

以下に示す条件を満たし、総合歯科学Ⅱを合格した場合、教授会の議に基づいて卒業とする。

総合歯科学Ⅱは通年科目（2026年3月～2027年1月）とし、態度と知識の基準を満たした場合に合格とする。基準を満たさなかった場合は不合格（現級留置き）とし、次年度に総合歯科学Ⅱを再履修しなければならない。

### ・態度評価

1. 全ての講義、確認試験、全国公開模擬試験（全4回；0～3）に臨む態度（出席状況）を評価し、第3回全国公開模擬試験終了時に集計したものを態度評価とする。態度評価が総じて70.0%以上であること。

#### 〈補足〉

- ①全ての講義において、正当な理由のない欠席は1コマにつき0.3%の減点とする（2の補完修了が前提条件）。
  - ②全ての確認試験において、正当な理由のない欠席は解答マークシート1枚（1コマ）につき1%の減点とする。また、全ての全国公開模擬試験（全4回；0～3）において、正当な理由のない欠席は解答マークシート1枚（2コマ）につき1%の減点とする。
  - ③正当な理由のある欠席の場合も、確認試験と全国公開模擬試験（全4回；0～3）の欠席が解答マークシート15枚以上の場合は態度評価の合格を認めないことがある。
2. 原則的に、最終試験を含む総合歯科学Ⅱの全日程に出席していること。あるいは、全ての補完を修了していること。

#### 〈補足〉

- ①第5回認定試験の前々日（2日前）17時までに、それまでの講義の補完が修了していない場合、卒業見込み証明書を発行しないことがある。
- ②第6回認定試験の前々日（2日前）17時までに、全ての講義の補完が修了していない場合、態度評価の合格を認めない。

### ・知識評価

1. 国家試験出願手続きまでの卒業見込み認定試験（第1～5回）における評価が65.0%以上であること。
2. 認定試験（第1～6回）における総合評価（1を含む）が70.0%以上であること。
3. 最終試験における評価が必修領域82.0%以上および一般・臨床実地領域70.0%以上であること。

上記のいずれも基準を上回った場合を合格とする。

#### 〈補足〉

- ①国家試験出願手続きまでの卒業見込み認定試験（第1～5回）における評価が65.0%未

満である場合、卒業見込み証明書を発行しない（歯科医師国家試験の出願を認めない）。

- ②認定試験（第1～6回）における総合評価が不合格（70.0%未満）である場合でも、最終試験の一般・臨床実地領域において不足%を補足した場合、知識評価の合格を認める。
- ③最終試験（1次試験）で合格基準を満たした場合でも、最終試験（2次試験）の評価が著しく不良であった場合、知識評価の合格を認めないことがある。

追1. 総合歯科学Ⅱ不合格者には歯科医師国家試験受験票を配布しない。

追2. 学年 GPA（Grade Point Average）の算出においては、態度評価 20%、知識評価（認定試験と最終試験の総得点）80%とする。

## < 一般的事項 >

### 1. 授業時間と開始時刻

授業時間は 1 コマ 90 分で構成されています。各時限の開始時刻は下記の通りです。各時限の開始・終了時および終了 10 分前にチャイムでお知らせします。

1 時限目 9:00~10:30	3 時限目 13:00~14:30
2 時限目 10:30~12:00	4 時限目 14:30~16:00
	5 時限目 16:00~17:30

\* 内容によっては授業時間を変更（延長等）します。

### 2. 出席確認

出席確認は KDU-LMS の出席記録機能で行います。補助員の指示に従って操作してください。スマートフォンの不具合等で KDU-LMS が使用できない場合、出欠表に自筆してもらいますので、その場で補助員に申し出てください。

KDU-LMS や出欠表の自筆での出席登録ができない場合、実際に授業に出席していたとしても、欠席となります。仮に担当教員・補助員や友人の証言があっても出席とは認められません。出席登録後に不要に離席した際も欠席とします。なお、出席状況によっては、授業中に複数回の出席確認を行います。

また、ピ逃げ、代返・代筆、教室外からのアクセス等の不正行為を行った際は懲戒処分（停学）の対象となります。（懲戒に関する規定第 3 条参照）

### 3. 補完

欠席した授業（講義）を補うための学修であり、講義動画（オンデマンド）を視聴してください。

### 4. 授業日程・授業計画（シラバス）

シラバスは KDU-LMS に掲載されています。KDU-LMS にアクセスして確認してください。担当教員のオフィスアワー・メールアドレスも記載されています。

また、KDU-LMS には授業内で使用する講義資料等の重要な情報が掲載されています。KDU-LMS にアクセスして確認してください。

## <総合歯科学Ⅱ：試験・評価>

### 1. 認定試験の欠席

追試験がないため、正当な理由で欠席した試験については、学修状況を鑑みた上で、他の回の試験の得点率をもとに、上限を100点満点における90点として充てることとします。

ただし、欠席した試験は、登校を再開した日を含めて3日以内に教学部で問題を受け取り解答し、速やかに解答用紙を提出することを条件とします（その得点は参考であり、評価には用いません）。

なお、複数回欠席した場合、同様に各回の得点を算出しますが、その回数および学修状況によっては、知識評価の合格を認めません。

#### 欠席回の得点の算出方法

##### 1) 国家試験出願の評価

欠席回の問題数（採点除外等の取扱い後）に、欠席回を除く①～⑤の総問題数（採点除外等の取扱い後）における得点率（%；小数点第2位を四捨五入）を乗じた点数に、0.9を乗じて、欠席回の得点（点；小数点第1位を四捨五入）とします。

その得点を用いた①～⑤の得点率に基づき、評価します。

##### 2) 総合評価

欠席回の問題数（採点除外等の取扱い後）に、欠席回を除く①～⑥の総問題数（採点除外等の取扱い後）における得点率（%；小数点第2位を四捨五入）を乗じた点数に、0.9を乗じて、欠席回の得点（点；小数点第1位を四捨五入）とします。

その得点を用いた①～⑥の得点率に基づき、評価します。

例) 第3回を欠席した場合（問題数も含めて例示です）

	①	②	③	④	⑤	⑥
問題数	144	168	160	166	166	156
得点	112	126		123	124	110
得点率	77.8	75.0		74.1	74.7	70.5

##### 1) 国家試験出願の評価

$$\text{③} = 160 \times 75.3\% (\text{①} \cdot \text{②} \cdot \text{④} \cdot \text{⑤} \text{の総問題数における得点率}) \times 0.9 = \underline{108 \text{ 点}}$$

この108点を用いた①～⑤の得点率に基づき、評価します。

##### 2) 総合評価

$$\text{③} = 160 \times 74.4\% (\text{①} \cdot \text{②} \cdot \text{④} \cdot \text{⑤} \cdot \text{⑥} \text{の総問題数における得点率}) \times 0.9 = \underline{107 \text{ 点}}$$

この107点を用いた①～⑥の得点率に基づき、評価します。

※各回の一部（半日）を欠席した場合、受験した一部の点数は採用し、欠席した一部の上に上記の算出方法を用います。

## 2. 認定試験・最終試験における留意事項

- 1) 原則として、受験者の集合時刻は試験開始 10 分前とします。集合時刻に複数回遅刻した場合、その回数および学修態度によっては、知識評価の合格を認めません。
- 2) 当該年度の学生証を所持しない者の受験を認めません。ただし、所定の手続きにより仮学生証を交付された者はこの限りではありません。
- 3) 受験者は指定された場所に着席し、静粛に受験してください。
- 4) 原則として、試験中の筆記用具等の貸借、下敷きの使用、飲食を認めません。
- 5) 試験開始前に、カバン、教科書・講義資料・ノート、筆箱は指定場所（教室の前方または後方）に移動し、携帯電話等の電源は切ってください。違反した場合は不正行為とみなします。
- 6) 試験開始後 20 分を経過した場合、試験場に入室することはできません。また、試験場に入室した者は、試験開始後 25 分を経過するまで退室することはできません。
- 7) その他、試験場においては監督者の指示に従ってください。指示に従わない場合は不正行為とみなします。

## 3. 認定試験・最終試験における不正行為への対応

神奈川歯科大学試験規程に準じ、当該試験を総じて無効とします。また、年度内におけるその後の認定試験および最終試験の受験資格を与えません（総合歯科学Ⅱ不合格）。

なお、処分内容については学則第 45 条に基づき学内に掲示するとともに、第一保証人宛に通知します。

## 4. 認定試験・最終試験におけるマークシートの記入ミス

学年・番号等の記入ミスがあった場合、当該学生を呼び出します。試験翌日朝までに呼び出しに応じない場合、採点しません。

ただし、修正は認定試験①～⑥を通じて 2 回（解答マークシート 2 枚）限り、最終試験の 1 次・2 次を通じて 1 回（解答マークシート 1 枚）限りとし、それぞれの回数以降の記入ミスは採点せずに 0 点とします。

## 5. 認定試験・最終試験における疑義

疑義については下記の記載事項（①～④）を記入し、指定された学年メールに送信してください。受付期間は KDU-LMS の掲示板で案内されます。

・件名：○○試験に関する疑義

・本文：①学年、②出席番号、③氏名、④疑義内容（問題番号を明確に記載すること）  
※期間外および必要事項が記載されていない場合、疑義は受け付けません。

## 6. 成績不良および出席状況不良への対応

- ① 成績不良および出席状況不良の場合、担任による本人に対する指導を行います。
- ② ①で改善がみられない場合、学年主任・副主任による本人に対する指導を行います。
- ③ 成績不良および出席状況不良の内容に応じて、教学部部长または学長による本人に対する指導および三者面談（本人・保護者・大学）を行います。

※1. 指導内容（指導記録）については、第一保証人に送付する場合があります。

※2. 成績不良の基準：各回の認定試験終了時における総合評価（平均得点率）が 65.0%未満

### <遅刻・欠席>

#### 1. 遅刻

遅刻の扱いはありません。遅刻した場合は欠席したものとみなします。授業の開始時間前には着席しておいてください。

#### 2. 欠席

授業（認定試験、確認試験、全国公開模擬試験（全4回；0～3）を含む）を欠席する場合は、開始前までに学年メール（[stu6@kdu.ac.jp](mailto:stu6@kdu.ac.jp)）に連絡してください（P12のフローチャート参照）。正当な理由がある場合は、登校を再開した日を含めて3日以内に、病気、忌引き、その他の理由の分かる証明書等を添付し、欠席届をKDU-LMS上で提出してください。登校後4日以降の欠席届は原則として受理されません。なお、最終試験前等で、登校を再開後3日以内の提出に支障がある場合は、教学部から個別に指示しますが、原則として最終試験1次試験の5日前17時までに提出してください。

正当な理由の有無を問わず、速やかに補完を行わなければいけません（態度評価2）。講義動画（オンデマンド）を受講する際は、指定されたアカウントからログインしてください。指定された方法以外でログインした場合、記録が確認できないため無効となるので注意してください。

なお、第5回認定試験の前々日（2日前）17時までに、それまでの講義の補完が修了していない場合、卒業見込み証明書が発行されないことがあります。また、第6回認定試験の前々日（2日前）17時までに全ての講義の補完が修了していない場合、態度評価の合格を認めません。

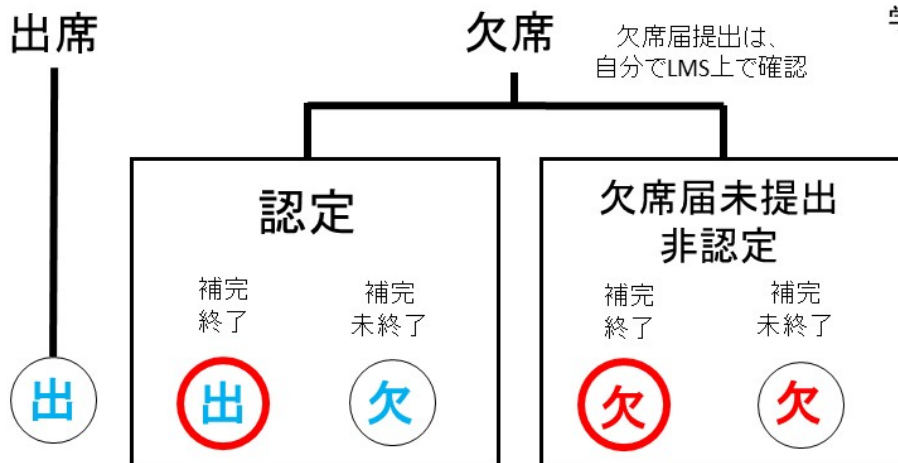
加えて、3日以上連続して出席の確認が取れない場合、安否確認の観点から「本人」に電話で確認を行います。「本人」と連絡が取れない場合、「緊急連絡先」もしくは「第一保証人」に電話で確認を行います。

### 3. 病気療養等による長期欠席

持病や入院等の予定がある者は、事前に教学部に相談してください。ただし、欠席する期間によっては、態度評価の合格を認めないことがあります。

## 学生出欠・補完状況の確認方法

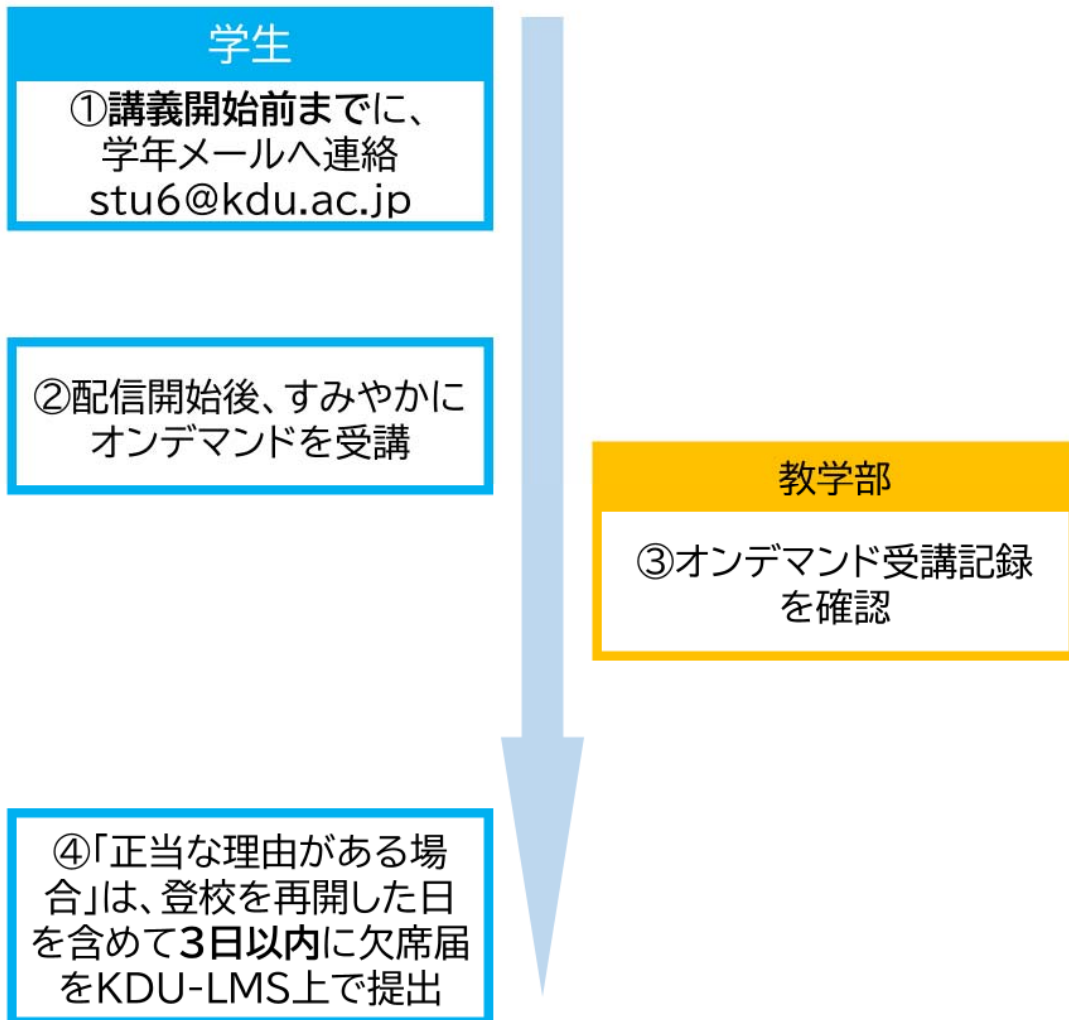
Ver. 20260311  
学生用



**【注意！！】** 欠 or 欠  
※補完未終了 欠 or 欠がある場合、モジュール試験の成績結果が無効になります。

出:出席 (出):出・認・補完 (欠):欠・未/非・補完  
(欠):欠・認・補未 (欠):欠・未/非・補未

## 講義を欠席する場合



#### 4. 学校保健安全法施行規則に定める感染症による病欠の扱い

学校感染症による欠席が証明できる書類（領収書、診療報酬明細書、調剤明細書、感染症罹患証明書等）の提出により病欠と認めます。「学校感染症の種類と登校停止期間の基準」と「インフルエンザ出席停止期間の基準」早見表は章末に別表で示してあります。

※新型コロナウイルス感染症に関しては当該時期の行政の指針等に従って大学が決定します。

#### 5. 公共交通機関の運休による欠席および遅延による遅刻

公共交通機関の運休等、交通手段が確保できない場合、正当な理由のある欠席と認められます。出席できなかったコマの補完を修了させてください。登校を再開した日を含めて3日以内に欠席届と遅延証明書をKDU-LMS上で提出してください。最終試験前等で、登校を再開後3日以内の提出に支障がある場合は、教学部から個別に指示します。

午前9時の時点で鉄道各社の運行ホームページに掲載された運休・遅延を対象とします。同ホームページから遅延証明書を取得しKDU-LMS上で提出してください。駅で配布する証明書は認めません。また、自己都合による遅刻を届け出ることには厳に認められません（例：寝坊で遅刻したにもかかわらず遅延証明書を提出する行為）。

公共交通機関の遅延に伴う欠席については、以下の条件を全て満たす場合のみ認められます。ただし、交通機関の状況にかかわらず、余裕をもった通学を心掛けてください。

1. 同一の路線で15分以上の遅延が発生した場合に限る。

（複数路線の遅延時間を合算することは不可）

2. 対象は遅延当日の最初のコマのみとする。

それ以降のコマについては、通常どおり出席すること。

3. 遅延証明書を提出すること。

4. 遅延当日を含めて3日以内に欠席届を提出すること。

※同一路線で60分以上の遅延が発生した場合、教学部にて審議の上、対応を決定します。

### <その他>

#### 1. 授業内容の撮影・録画・録音の禁止

全ての講義（ガイダンス・試験を含む）において撮影・録画・録音等の行為は認められません。このような行為は、著作権の侵害に該当する場合もあり、懲戒処分の対象となることがあります。

#### 2. 授業動画や教材の複製・配布の禁止

大学が提供する講義動画（オンデマンド）や講義資料を含む全ての教材を無断で複製・配布することは認められません。このような行為は、著作権の侵害に該当する場合もあり、懲戒処分の対象とな

ることがあります。

### **3. 授業に関わる個人情報などのソーシャル・ネットワーキング・サービス投稿の禁止**

全ての講義（ガイダンス・試験を含む）において知り得た個人情報などの機微情報（患者情報・画像等）を、家族を含む第三者に漏らしたり、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）に投稿する等、情報漏洩に相当するような行為は固く禁じます。違反した場合は、懲戒処分の対象となることがあります。

### **4. 災害時の対応**

災害や停電等の不測の事態により授業の実施が困難な場合、KDU-LMS に掲示しますので確認してください。

## 学校保健安全法施行規則第 18 条に定める感染症の種類

### 学校感染症の種類と登校停止期間の基準

分類	病名	出席停止期間
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、痘瘡、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、SARS、MARS、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザをのぞく）	発症した後、発熱の翌日を 1 日目として 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快したあと 1 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ・ムンプス）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が出現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで	
第 3 種	コレラ	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症（O-157など）	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	

<その他感染症>以下のもの	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
・溶連菌感染症	
・手足口病	
・伝染性紅斑（リンゴ病）	
・ヘルパンギーナ	
・マイコプラズマ感染症	
・流行性嘔吐下痢症	

※体調不良、発熱などある場合、まずは、無理をして登校せず、医療機関を受診しましょう。

自身の身体のこともさることながら、周囲の人への感染など迷惑行為を行わないようにしましょう。

「インフルエンザ出席停止期間の基準」早見表

出席停止期間 目安表	発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後1日目で解熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可能		
	出席停止								
発症後2日目で解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	登校可能		
	出席停止								
発症後3日目で解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能		
	出席停止								
発症後4日目で解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能	
	出席停止								
発症後5日目で解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能
	出席停止								

※解熱とは37.5度以下をいう

「新型コロナウイルス出席停止期間の基準」早見表

出席停止期間 目安表	発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後1日目に軽快	発熱	軽快	軽快 1日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可能	
	出席停止							
発症後2日目に軽快	発熱	発熱	軽快	軽快 1日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可能	
	出席停止							
発症後3日目に軽快	発熱	発熱	発熱	軽快	軽快 1日目	発症後 5日目	登校可能	
	出席停止							
発症後4日目に軽快	発熱	発熱	発熱	発熱	軽快	軽快 1日目	登校可能	
	出席停止							
発症後5日目に軽快	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	軽快	軽快 1日目	登校可能
	出席停止							

※発症日（発熱や呼吸器症状有り）を0日として、5日を経過し、かつ、症状が軽快した日から2日目が出席可能日となる

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向であること

※発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨

## 神奈川歯科大学歯学部 of 学生の皆さんへ：生成 AI の授業における利用について Ver.1.1

2026 年 3 月 13 日

学長 櫻井 孝

生成 AI を含む AI の利活用は、利便性や生産性の向上、さらには人間の様々な能力をさらに発揮することを可能とするなど、経済社会を前向きに変えるポテンシャルがあります。一方で、AI の信頼性や誤用・悪用などの懸念やリスクも指摘されており、論点整理では、しっかりと懸念やリスクへの対応とバランスを取りながら進めていく必要があるとされています。

神奈川歯科大学歯学部の方針として、生成 AI の利用について、下記のように方針を定めましたので、適切な活用を心掛けてください。

1. 「本学の対応」神奈川歯科大学歯学部では、生成 AI の利用を一律に禁止はいたしません。
2. 「授業での利用」生成 AI に関しては、その特徴として生成されたものの内容の真偽について一切保証されません。従って適切に活用していく上では、情報の真偽を確かめること（いわゆるファクトチェック）が必要となります。また、学修において生成 AI による文章をそのまま利用すると思考過程の訓練の機会が失われ、長期的には当人の能力向上が損なわれます。授業での生成 AI の利用の可否および利用条件、利用結果の評価については科目担当責任者が慎重に判断いたします。
3. 「不適切利用」レポート等に関しては、引用した文献を明記し自分なりの考察を記載することが求められます。授業課題を提出する際に、生成 AI が生成した文章等をそのまま自分の文章として用いることは認められません。
4. 「法的リスク」生成 AI の生成物には著作権等の問題が生じる可能性があります。従って、そのまま利用することは法的なリスクを伴う可能性があるため注意してください。また、生成 AI 用いた場合にはどのツールを用いたか記載が求められる可能性があります。
5. 「情報漏洩」生成 AI に入力した情報は、その AI 学習に用いられる可能性があります。従って、機密情報や個人情報等を入力してしまうと、情報漏洩の恐れがあるため絶対に入力してはいけません。
6. 「大学の信用を損なう利用」虚偽情報の作成・拡散、なりすまし行為、学生・教職員への嫌がらせ、誹謗中傷、差別的表現などの作成に利用してはいけません。
7. 「その他」生成 AI についての留意事項は、状況に応じて今後アップデートを行う予定です。